伊達市障がい福祉サービスガイドブック

令和8年10月１日現在

（今後の制度改正や事業所の新体系移行等に伴い、記載事項が変更になることがあります）

　このガイドブックは、伊達市に住む障がいのある方やそのご家族・関係機関の皆様へ、障がい福祉サービスの利用をお手伝いすることを目的に作成いたしました。
　このガイドブックが多くの方に活用され、障がいのある方の生活を支える一助になれば幸いです。

もくじ

1	地域生活支援事業について	1	ページ
2	障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて		
	○ 訪問系サービス	2～3	ページ
	○ 日中活動系サービス	4～6	ページ
	○ 居住系サービス	6～7	ページ
	○ 基本計画・地域相談支援	7～8	ページ
3	障がい福祉サービス事業所一覧	9～11	ページ
4	伊達市近郊の主な相談支援事業所	12	ページ
5	その他の主な相談機関	13～17	ページ
6	市内の医療機関一覧	18	ページ
7	その他のご案内	19	ページ

1. 地域生活支援事業

○地域生活支援事業は、障害者総合支援法により、市町村に実施を義務づけられている10の事業があります。また、市町村判断により独自に行っている事業もあります。

○伊達市では、障がいのある方がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施しています。

① 理解促進研修・啓発

障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

② 自発的活動支援

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

③ 相談支援

○相談支援

障がいのある方、その保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を通し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を図ります。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制強化等の取組を行います。

④ 成年後見制度利用支援

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方を対象に、費用を助成します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援

市民後見人を活用した法人後見を支援するため、研修等を行います。

⑥ 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣等を行います。

⑦ 日常生活用具給付等

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修

手話で意思疎通を行う者を養成します。

⑨ 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、外出のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター（現在、伊達市には実施する事業所はありません）

障がいのある方の「通所の場」を提供し、創作活動や生産活動、社会との交流促進等の便宜を図ります。

＜お問い合わせ先＞
〒052-0024　伊達市鹿島町20-1
伊達市役所　健康福祉部　社会福祉課（℡：82-3193　Fax：25-4195）

2. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて

● 訪問系サービス　※介護保険対象の方は、介護保険サービスが優先となります

①居宅介護（ホームヘルプ）

【サービス内容】 入浴や排せつ、食事の介護、家事援助等、居宅での生活において必要な援助を行う。

【 利 用 者 像 】 障がいを問わず、障害支援区分が「区分１」以上である方。

②重度訪問介護

【サービス内容】 居宅での入浴や排せつ、食事の介護等及び外出時の移動中の支援を総合的に行う。

【 利 用 者 像 】
- 重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する方。
- 障害支援区分が「区分4」以上の方で、次の（1）、（2）のいずれかに該当する方。

（１）次の【１】及び【２】のいずれにも該当する
【１】二肢以上に麻痺等がある。
【２】障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている。
（２）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である。

③行動援護

【サービス内容】 外出時における移動の支援や、行動の際に生じる危険回避のための援護等を行う。

【 利 用 者 像 】
- 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であり常時介護を要する方。
- 障害支援区分が「区分３」以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（11項目）の合計点数が8点以上（児童にあってはこれに相当する支援度合）である方。

④同行援護（現在、伊達市には実施する事業所はありません）

【サービス内容】 重度の視覚障がいがある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う。

【 利 用 者 像 】 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方等であって、同行援護アセスメント調査票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ移動障害以外の欄（「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」）に係る点数のいずれかが1点以上である方。ただし、身体介護を伴う場合にあっては、次のいずれにも該当する方。

（１）障害支援区分が区分2以上
（２）障害支援区分認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている。
【１】「歩行」　「全面的な支援が必要」
【２】「移乗」　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
【３】「移動」　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
【４】「排尿」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
【５】「排便」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

⑤重度障害者等包括支援

【サービス内容】

四肢全てに麻痺がある方や寝たきりの方に、必要な複数の障がい福祉サービスを包括的に提供する。

【利用者像】

常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方。
具体的には、障害支援区分が「区分6」（児童にあっては「区分6」に相当する支援の度合）に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、次のいずれかに該当する方。

（1）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する方。
【1】人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型）
―筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS（筋萎縮性側索硬化症）、遷延性意識障害等。
【2】最重度知的障がい者（Ⅱ類型）―重症心身障がい者等。
（2）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方（Ⅲ類型）―強度行動障がい等。

＜類型＞

○Ⅰ類型
【1】障害支援「区分6」の「重度訪問介護」対象者。
【2】医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「（3）麻痺」における「左上肢　右上肢　左下肢　右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェック）されていること。
なお、医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「（2）四肢欠損」、「（4）筋力の低下」、「（5）関節の拘縮」は麻痺に準ずる取扱いとする。
【3】認定調査項目「１群　起居動作　寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定。
【4】認定調査項目「10群　特別な医療　レスピレーター」において「ある」と認定。
【5】認定調査項目「６群　認知機能　コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。

○Ⅱ類型
【１】概況調査において知的障がいの程度が「最重度」と確認。
【２】障害支援「区分6」の「重度訪問介護」対象者であり、医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「（3）麻痺」における左上肢、右上肢、左下肢、右下肢」において、いずれも「ある」認定（軽、中、重のいずれかにチェック）されていること。
なお、医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「（2）四肢欠損」「（4）筋力の低下」「（5）関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
【３】認定調査項目「１群　起居動作　寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定。
【４】認定調査項目「６群　認知機能　コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。

○Ⅲ類型
【１】障害支援「区分6」の「行動援護」対象者。
【２】認定調査項目「６群　認知機能　コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。
【３】障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上（児童にあってはこれに相当する支援の度合）である方。

● 日中活動系サービス

①生活介護

【サービス内容】 障がい者支援施設等（主に昼間）にて、入浴、排せつ、食事介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供を行う。

【利用者像】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方であって、次のいずれかに該当する方。

（１）障害支援区分が「区分３」
(障がい者支援施設へ入所する場合は「区分４」)以上である方。

（２）年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が「区分２」
(障がい者支援施設へ入所する場合は「区分３」)以上である方。

②自立訓練

【サービス内容】 自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

【利用者像】
・一定の支援が必要な身体障がい、又は難病を患っている方で、地域生活を営む上での身体機能や生活能力の向上・維持を目指す方（機能訓練）
・一定の支援が必要な知的障がい又 は精神障がいの方で、生活能力の維持向上を目指す方（生活訓練）。

③就労移行支援（現在、伊達市には実施する事業所はありません）

【サービス内容】 就労を希望する方へ、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために一定期間（原則2年間）の支援計画に基づき訓練等を行う。

・一般就労等を希望する障がいのある方で、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等との調整を図ることにより、雇用が見込まれる方。
・６５歳未満の方又は以下のいずれの要件（※1）にも該当する６５歳以上の方。

～具体例～
（１）企業等への就労を希望する方。
（２）針灸師免許等の専門技術を習得することにより、就労を希望する方。

④就労継続支援(Ａ型)

【サービス内容】 就労支援事業所において、一般企業と同じように雇用契約を結んで働きながら、知識や能力の向上をはかる。

【利用者像】
・企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方。
・６５歳未満の方又は以下のいずれの要件（※１）にも該当する６５歳以上の方。

～具体例～
（１）就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方。
（２）特別支援学級を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方。
（３）就労経験のある方（離職等）で、現に雇用関係がない方。

※１
【１】６５歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていた方。
【２】６５歳に達する前日において就労移行支援又は就労継続支援A型の支給決定を受けていた方。

⑤就労継続支援(Ｂ型)

【サービス内容】
- 就労支援事業所において、就労の機会や生産活動の機会を提供する。
- 就労に必要な知識及び能力の向上を促し、就労継続支援（Ａ型）や一般就労への移行を目指す。

【利用者像】
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

～具体例～

（１）企業等や就労継続支援事業（Ａ型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方。

（２）就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（Ａ型）の雇用に結びつかなかった方。

（３）（１）・（２）に該当しない方であって５０歳に達している方、または障害基礎年金１級を受給している方。

⑥就労定着支援（現在、伊達市には実施する事業所はありません）

【サービス内容】
一般就労を開始して６か月経過した障がいのある方に対して、就労に伴い生じている生活面の課題（生活リズム、体調管理等）を把握して、課題解決に向けて必要な支援を行う。（最長３年間）
～具体例～
企業や自宅訪問、事業所への来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や助言等の支援を実施する。

【利用者像】
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労をした障がいのある方。

⑦就労選択支援（現在、伊達市には実施する事業所はありません）

【サービス内容】
就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう、本人との協同による意思決定支援を実施する。

【利用者像】
就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方。

⑧療養介護

【サービス内容】
- 病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち、常に介護を必要とする方に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話（主に昼間）を行う 。
- また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する。

【利用者像】
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方。
（１）筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等の、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が「区分６」の方。
（２）筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が「区分５」以上の方。

⑨児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

【サービス内容】　児童デイサービスセンターにおいて発達面で心配のある児童等に対し、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。

【 利 用 者 像 】　療育を必要とする児童

⑩居宅訪問型児童発達支援

【サービス内容】　居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

【 利 用 者 像 】　重度の障がい等により、外出が困難な児童
～具体例～
（１）医療的ケア児
（２）重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態の児童

● 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

【サービス内容】
- 共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。
- 障害者の重度化、高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として「日中サービス支援型共同生活援助」を平成30年度より創設。

【 利 用 者 像 】　障がいのある方。（身体障がいのある方にあっては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）

②自立生活援助

【サービス内容】
- 単身等で生活されている方に対し、定期的に自宅へ訪問して生活状況の確認（体調、家事、金銭面等）を行い、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、相談・要請があった際には、訪問、電話、メール等で随時対応を行う。

【 利 用 者 像 】
（１）次に掲げる施設等から地域での単身生活を希望されている方で、理解力や生活に対して不安がある方。
障がい者支援施設、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、グループホーム
精神科病院、更生施設、刑事施設等。
（２）障がい、疾病のある家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合も含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様である方。

③ 施設入所支援

【サービス内容】
- 介護が必要な方や通所が困難な方に対し（主に夜間において）、入浴、排せつ食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。
- 生活介護等の日中活動と併せ、障がいのある方の日常生活を一体的に支援する。

【 利 用 者 像 】
- 障害支援区分が「区分４」以上
（５０歳以上の方にあたっては「区分３」以上である方）
- 自立訓練、就労移行支援利用者にあたっては、生活能力により単身での生活が困難な方又は地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方。

④短期入所（ショートステイ）

【サービス内容】

居宅においてその介護を行う方が病気になったとき等に、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

介護を行う方（保護者）の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが困難になった者。

⑤宿泊型自立訓練

【サービス内容】

- 知的障がい又は精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を活用しながら、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの支援を行う。
- 昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行う。

【利用者像】

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

● 基本相談支援・計画相談支援・地域相談支援

①基本相談支援

【サービス内容】

障がいのある方（児童を含む。）の福祉に関する問題について、ご本人・保護者・関係者等からの相談に応じ、情報提供や助言、あるいは市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜等を総合的に供与する。

【利用者像】

障がいのある方（児童を含む）、保護者、関係機関等。

②計画相談支援

【サービス内容】

- 障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案）」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」「モニタリング」の作成を行う。
- 障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

【利用者像】

障がい福祉サービスの申請、変更の申請に係る方若しくは障がいのある児童の保護者、地域相談支援の申請に係る方。

③地域移行支援

【サービス内容】

入所や入院をされている方に、住居の確保、福祉サービス事業所の見学・体験のための外出への同行、地域生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行う。

【利用者像】

次の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。

（１）障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している方。
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の方、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の方も対象。

（２）精神科病院に入院している精神障がいのある方。
※直近の入院期間が１年以上の方が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が１年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となる。

（３）救護施設又は更生施設に入所している障がいのある方。

（４）刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がいのある方。
※指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される方が対象。

（５）更生保護施設に入所している障がいのある方または自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある方。

④地域定着支援

【サービス内容】

・単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談などの必要な支援を行う。
・入所施設や精神科病院から退所又は退院した方や地域生活が不安定な方などに「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続を目指す。

【利用者像】

次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方。

（１）居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方。

（２）居宅において家族と同居している障がいのある方であっても、その家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方。
※障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります。
※共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。

3. 障がい福祉サービスの事業所一覧

● 訪問系サービス　　※市外局番：0142

事業所名			住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	重度障害者等包括支援
福)伊達コスモス２１	サポートハンズころころ	伊達市	松ヶ枝町59-4	82-6205	身体・知的・障がい児	身体	知的・障がい児		
福)幸清会	ヘルパーステーション　湘南		松ヶ枝町157	22-1202	身体・知的・精神・障がい児				
株)パスラ	リトルケア		山下町296-2	25-5125	身体・知的・精神・障がい児				
株)ホープウインド	訪問介護事業所　つくし		元町44-36	21-0270	身体・知的・精神				
合)イースマイル	訪問介護ステーション　あけび		舟岡町352-22 ハイムストローブ1F-C号室	82-3016	身体・知的・精神・障がい児	身体			
株)ＳＯＭＰＯケア	ＳＯＭＰＯケア室蘭寿　訪問介護	室蘭市	中島町3丁目40-11	（0143）41-3082	身体・知的・精神・障がい児	身体			
株)ＳＯＭＰＯケア	ＳＯＭＰＯケア室蘭入江　訪問介護		入江町1-11　ＫＡＺＵ入江ビル2階	（0143）24-8311	身体・知的・精神・障がい児				
株)輝	介護サービス　秀楽園		宮の森町4丁目2-8	（0143）83-6263	身体・知的・精神	身体			
NPO)わっく室蘭	わっく室蘭指定障害者在宅 介護支援事業所		高砂町1丁目10-17	（0143）45-2034	身体・知的・精神・障がい児	身体・知的・精神・障がい児		身体・知的・精神	
有）コスモス	訪問介護サービスコスモス愛		本輪西町3丁目16-8	（0143）58-1088	身体・知的・精神・障がい児	身体・知的・精神・障がい児		身体・知的・精神・障がい児	
株）ニチイ学館	ニチイケアセンター室蘭たかさご		高砂町4丁目32-13	（0143）42-2115	身体・知的・精神 障がい児・内部・難病	身体・知的・精神 障がい児・内部・難病		身体・知的・精神 障がい児・内部・難病	
株)ニチイ学館	ニチイケアセンター室蘭　ふなみ		舟見町1丁目6－1	（0143）25-1115	身体・知的・精神・障がい児	身体・知的・精神・障がい児		身体・知的・精神・障がい児	
福）えぽっく	らんらん		八丁平4丁目25-14	（0143）41-7887	身体・知的・精神 障がい児・内部・難病	身体・知的・精神 障がい児・内部・難病			
株）ライフアップ	ヘルパーステーション　癒庵		輪西町1丁目３２-８	（0143）84-8850	身体・知的・精神				
ｱｰｽサポート㈱	アースサポート室蘭		寿町3丁目23-8	（0143）47-9900	身体・知的・精神・難病	身体・知的・精神・難病			
ＮＰＯ）サポート室蘭	ＮＰＯ）サポート室蘭		輪西町2丁目12番15号	（0143）46-4363	身体・知的・精神	身体・知的・精神			
株）ケアサポート	訪問介護事業所　ひまわり		寿町1丁目19番14号	（0143）83-7657	身体・知的・精神・内部・難病	身体・知的・精神・内部・難病			
合）Blossom	ミヤロ care center in Blossom		沢町8-19	（0143）22-5422	身体・知的・精神	身体・知的・精神			
株）TCSライフ アドベンチャー	ライフアドベンチャー室蘭		東町2丁目17-1　ラブラウ　102号室	080-7008-2491		身体・精神			
株)CON	ヘルパーステーション　デイゴ	虻田郡 洞爺湖町	栄町84番地	82-3323	身体・知的・精神・障がい児	身体			
福）北海道社会事業協会 洞爺病院	ヘルパーステーション　あじさい		高砂町125-46	76-1011	身体・知的・精神・障がい児	身体			

●日中活動系サービス　　※市外局番：0142

事業所名			住所	電話番号	生活介護	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（Ａ型）	就労継続支援(Ｂ型)	就労定着	児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業	保育所等訪問支援事業
福)北海道社会福祉事業団	就労継続支援B型事業所　まめた	伊達市	舟岡町134-15	82-6803					身体・知的・精神 内部・難病			
福)北海道社会福祉事業団	胆振西部児童デイサービスセンター 「あいあいROOM」		舟岡町334-9 あい･ぷらざ	23-5910							障がい児（児童発達支援）	障がい児（児童発達支援）
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園　ひまわり学園		幌美内町36-58	23-3549	知的							
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園　あおば		幌美内町36-58	23-3549	知的							
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園　きぼう		幌美内町36-58	23-3549	知的							
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園生活介護事業所　ハーモニー		幌美内町36-58	23-3549	知的							
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園生活介護事業所　メロディー		幌美内町36-58	23-3549	知的							
株)メディアス	児童発達支援・放課後等デイサービス まぁぶる		舟岡町161-1　フラットビル１Ｆ	82-6016							障がい児	
株)メディアス	まぁぶるキッズ		舟岡町32-19	82-3730							障がい児	
同）Homey	ほみぃくらぶ　だて		綱代町8-2	82-7212							障がい児	
福)ビバランド	大滝学園		大滝区円山町３５５	68-6011	知的							
福)ビバランド	優徳荘		大滝区優徳町13-4	68-6134	知的							
福)陵雲厚生会	伊達リハビリセンター		松ヶ枝町84-1	21-5151	身体							
福)北海道伊達博光会	デイサービスセンター　喜楽園		向有珠町160-7	38-3001	身体・内部							
福)伊達コスモス２１	ふみだす		松ヶ枝町59-4	25-0022	身体・知的・精神				身体・知的・精神			
福)伊達コスモス21	第２ふみだす		松ヶ枝町43-1	21-2244	身体・知的・精神				身体・知的・精神			
福)タラプ	就労訓練事業所　ｉ・ｂｏｘ		松ヶ枝町246-6	21-7007		身体・知的・精神			身体・知的・精神			
NPO)伊達市手をつなぐ育成会	ワークセンターえるむ		元町54-1	23-7355	身体・知的・精神				身体・知的・精神			
一社)伊達の風	一般社団法人伊達の風　湘南の風		長和町243-2	82-6295					身体・知的・精神 内部・難病			
一社)伊達の風	一般社団法人伊達の風　北風-ならい-		長和町243-2	82-6295				身体・知的・精神 内部・難病				
一社)伊達の風	一般社団法人伊達の風　東風-こんち-		錦町89-1	82-6295					身体・知的・精神 内部・難病			
福)室蘭言泉学園	就労継続支援Ｂ型事業所湘南しいたけ		南黄金町44番地19	82-4065					身体・知的・精神 内部・難病			
福)くさぶえ	多機能型事業所NOIE		舟岡町247-70	82-3778					知的・精神 内部・難病			

●日中活動系サービス

事業所名		住所		電話番号	生活介護	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援(B型)	就労定着	児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業	保育所等訪問支援事業
福)えぼっく	ろぐらん	室蘭市	八丁平4丁目25-14	（0143）41-7887	身体・知的・精神・内部・難病							
福)室蘭言泉学園	活動支援施設　あけぼの		白鳥台2丁目3-1	（0143）50-3547	身体・知的・精神・内部・難病		身体・知的・精神・内部・難病		身体・知的・精神・内部・難病	身体・知的・精神・内部・難病		
福)室蘭言泉学園	花ファクトリー　あけぼの		神代町30-7	（0143）50-6582	身体・知的・精神・内部・難病				身体・知的・精神・内部・難病			
福)室蘭言泉学園	日中活動センターげんせん		母恋北町1丁目2番20号	（0143）23-0520	身体・知的・精神・内部・難病				身体・知的・精神・内部・難病			
同)黒田	放課後等デイサービス　ほたて		崎守町381番地21	（0143）59-5397							障がい児（放課後等デイサービス）	
NPO）室蘭市手をつなぐ育成会	むろらんワークセンター　岬		母恋南町2丁目22-3	（0143）22-5671					身体・知的・精神・内部・難病			
NPO)ひだまりの森	就労継続支援B型　来夢		輪西町1丁目36番6号	（0143）47-6364					身体・知的・精神・内部・難病			
同）バッカス	就労継続支援A型　テオトル		港北町4丁目26-19	（0143）83-4720				身体・知的・精神・内部				
ＮＰＯ）蒼空	わく・ＷＯＲＫ　ランタナ		陣屋町3丁目18-4	（0143）83-6560					身体・知的・精神			
ＮＰＯ）ハッピーワーク室蘭	ハッピーワーク室蘭		祝津町1丁目124-21	（0143）23-5225					身体・知的・精神・内部・難病			
株）キャリアライン	就労支援センターＪＯＢスタ		中島町1丁目23-24 Ａ・Ｈ・Ｓビル2Ｆ	（0143）50-6622					身体・知的・精神・内部・難病			
ＮＰＯ）エスポワール	障がい者自立支援事業所　エスポワール		東町1丁目5-21　1階	（0143）84-5120					身体・知的・精神			
福)室蘭言泉学園	子ども発達支援センター　あいくる		母恋南町2丁目22-3	（0143）25-5500							障がい児	
北斗文化学園	放課後デイサービス　ほくと		日の出町1丁目21番1号	（0143）84-1500							障がい児（放課後等デイサービス）	
株）ケアサポート	生活介護事業所　ひまわり		寿町1丁目19番14号	（0143）83-7712	身体・知的・精神・内部・難病						障がい児（重度心身障がい児・医療的ケア児）	
株）由希	ゴチャマーゼ		中島町1丁目8-5	（0143）84-9783					身体・知的・精神・内部・難病		障がい児（放課後等デイサービス）	
株）由希	おたがいサロン		白鳥台5丁目20番1号	（0143）50-3890							障がい児	
ＮＰＯ）くるくるネット	特定非営利活動法人くるくるネット		知利別町2丁目22-31	（0143）48-9133					身体・知的・精神・内部・難病		障がい児（放課後等デイサービス）	
有）Ｋ&Ｋ・トータルケア	デイサービスリハセンター　Ｋ&Ｋ		母恋北町2丁目3番1号	（0143）22-5522							障がい児（放課後等デイサービス）	
㈱Link	放課後等デイサービス事業所　りんくむろらん		宮の森町3丁目11番18号	（0143）83-6740							障がい児（放課後等デイサービス）	
㈱PATIENCE	Ｗｉｓｈ室蘭 児童発達支援・放課後等デイサービス		中島町2丁目17 第2小がねビル1階	（0143）83-4120							障がい児	
合）けあかいんど	ウタラ		宮の森町2丁目104-1	090-2056-7181							障がい児	
NPO)ぽけっと	放課後等デイサービス　ぽけっと	虻田郡 豊浦町	字東雲町16ー1 高齢者コミュニティセンター内	82-6303							障がい児（放課後等デイサービス）	
福)豊浦豊和会	豊浦やまと光星園		字大和151-2	86-1144	知的							
福)豊浦豊和会	やまと郭公の里		字大和83-10	86-1121	知的							
福)豊浦豊和会	ワークランドかっこう		字大和138-1	86-1269					知的			
福)豊浦豊和会	たまりば食堂		船見町95-6	83-1055					知的			
NPO)さらら壮瞥	特定非営利活動法人さらら壮瞥	有珠郡 壮瞥町	滝之町439	66-3079					身体・知的・精神・内部・難病			
NPO)ふれんず	ふれんず		壮瞥温泉73-12	75-3145					身体・知的・精神・内部・難病			
同)農場たつかーむ	合同会社農場たつかｰむ		字立香92-12	66-3345					身体・知的・精神・内部・難病			
同)自然農業社	合同会社　自然農業社		字立香92	66ー2141				身体・知的・精神・内部・難病				
福)あぶた福祉会	清水友愛の里	虻田郡 洞爺湖町	清水142-3	76-3298	知的							
福)あぶた福祉会	デイセンターあすなろ		入江44-1	74-3988	知的				身体・知的・精神・内部・難病			
福)あぶた福祉会	デイセンターいちばんぼし		泉5-1	76-1240	知的				身体・知的・精神・内部・難病			
同)彩羽	就労継続支援B型「陽笑」		泉42-19	82-4353 080-1173-6431					身体・知的・精神・内部・難病			
同)Homey	児童発達支援・放課後等デイサービス ・就労継続支援B型 ほみぃくらぶ		泉52-3	82-4856					身体・知的・精神		障がい児	

●居住系サービス　※市外局番：0142

事業所名		住所		電話番号	共同生活援助 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	施設入所支援	短期入所	宿泊型自立訓練	備考
福)ビバランド	大滝学園	伊達市	大滝区円山町355	68-6011		知的	知的・障がい児		
福)ビバランド	優徳荘		大滝区優徳町13ー4	68-6134		知的	知的		
福)伊達コスモス21	サポートじゃんぷ		松ヶ枝町59-4	82-6205	身体・知的		身体・知的・障がい児		
福)伊達コスモス21	あかり		松ケ枝町43-1	21-2244			知的		
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園きぼう		幌美内町36-58	23-3549		知的	知的		
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園あおば		幌美内町36-58	23-3549		知的	知的		
福)北海道社会福祉事業団	太陽の園ひまわり		幌美内町35-583	23-3549		障がい児	障がい児		
福)北海道社会福祉事業団	だて地域生活支援センター らいむ		舟岡町134-15	23-5603	身体・知的・精神				
福)北海道社会福祉事業団	だて地域生活支援センター ぷらす		舟岡町134-15	82-3191	身体・知的・精神				
福)北海道社会福祉事業団	だて地域生活支援センター ぴいす		舟岡町134-15	23-7123	身体・知的・精神				
福)北海道社会福祉事業団	だて地域生活支援センター らいと		舟岡町134-15	23-7123	身体・知的・精神		身体・知的・精神		
福)陵雲厚生会	伊達リハビリセンター		松ケ枝町84-1	21-5151		身体	身体・障がい児		
福)タラプ	自立訓練事業所　ちゅに		松ヶ枝町246ー6	21-7007			知的・精神	知的・精神	
福)タラプ	ちゅに　山下館		山下町147-202	82-3223	知的・精神		知的・精神		

●居住系サービス

事業所名		住所		電話番号	共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	施設入所支援	短期入所	宿泊型自立訓練	自立生活援助	備考
福)室蘭言泉学園	指定障害者支援施設室蘭言泉学園	室蘭市	母恋南町5丁目5-39	（0143）22-3037		身体・知的・精神障がい児	身体・知的・精神障がい児			
福)室蘭言泉学園	共同生活援助事業所「げんせん」		北町２丁目4-14	（0143）24-7080	身体・知的・精神		身体・知的・精神			
ＮＰＯ）ひだまりの森	グループホーム夢来人		輪西町2丁目19-18	（0143）47-6364	知的・精神					
ＮＰＯ）室蘭市手をつなぐ育成会	共同生活援助事業所「岬」		母恋南町2丁目22-3	（0143）22-5671	知的・精神					
株）TCSインターナショナル	ヨツバメイツ室蘭		天神町34-5	080-7668-3500	知的・精神					
福)豊浦豊和会	豊浦やまと光星園	虻田郡豊浦町	字大和151-2	86-1144		知的	知的			
福)豊浦豊和会	やまと郭公の里		字大和83-10	86-1121		知的				
福)豊浦豊和会	共同生活援助事業所きずな		字大和83-10	86-1121	知的					
福)豊浦豊和会	共同生活援助事業所ひかり		字船見町28-1	83-2012	知的					
NPO)サポートセンター　たつかーむ	ホーム	有珠郡壮瞥町	字立香92-9	82-3773	身体・知的・精神					
福)あぶた福祉会	清水友愛の里	虻田郡洞爺湖町	清水142-3	76-3298		知的	知的			
福)あぶた福祉会	地域サポートセンターふれんど		高砂町128-5	76-5633	知的		知的			

●計画相談支援・地域相談支援

事業所名			住所	電話番号	基本相談支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	自立生活援助	備考
福)北海道社会福祉事業団	伊達市障がい者総合相談支援センター　「あい」		伊達市舟岡町134-15	25-3838	身体・知的・精神障がい児	身体・知的・精神障がい児	身体・知的・精神	身体・知的・精神	身体・知的・精神	
福)伊達コスモス２１	どんぐりころころ		伊達市松ヶ枝町59-4	82-7410		身体・知的・精神				
Plan.B　合同会社	相談室ブリッジ		伊達市鹿島町46-1 エイエムコート市役所通館S-1	82-4821		身体・知的・精神				
NPO)伊達市手をつなぐ育成会	相談支援事業所　ハンド		伊達市元町54-1	82-9002		身体・知的・精神障がい児				

4.伊達市近郊の主な相談支援事業所

● 室蘭市

名称	住所	電話番号	内容
室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」	室蘭市母恋南町2丁目22番地1号	0143 24- 7070	●開設日：月～土曜日 9:00～16:00 ●休み：日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日） ※緊急の場合はこの限りではありません
室蘭市相談支援センター らん	室蘭市中央町2丁目7-13 室蘭中央町米塚ビル4階	0143 22- 3300	●開設時間 平日　9:00～17:00 第２・４　土曜日　9:00～12:00 ●休み：日曜日、祝日、第１・３土曜日 年末年始(12月31日～1月3日)
相談支援事業所 K＆K	室蘭市母恋北町2丁目3番18号 K＆Kビル202	0143 24- 5522	●開設時間 平日　8:30～17:30 ●休み：土曜日、日曜日、祝日 年末年始(12月30日～1月3日)

● 登別市

名称	住所	電話番号	内容
登別市総合相談支援センター　en	登別市美園町2丁目23-1	0143 86- 0707	●開設時間 平日　9:00～17:00 土曜　9:00～12:00 ●休み 日曜日・祝日 年末年始（１２月３１日～１月３日）

● 壮瞥町

名称	住所	電話番号	内容
相談室フロイデ	有珠郡壮瞥町字立香92-12	0142 66- 3737	●開設時間 月曜日～金曜日　8:30～16:30 ●休み：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

● 洞爺湖町

名称	住所	電話番号	内容
友愛の里相談支援センター	洞爺湖町泉5番地1	0142 76- 1240	●開設時間 月曜日～金曜日　9:00～16:00 ●休み：土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※休止中

● 豊浦町

名称	住所	電話番号	内容
とようら社協相談支援センター	豊浦町字東雲町16番地1 豊浦町高齢者コミュニティーセンター内	0142 83- 2662	●開設時間 月曜日～金曜日　9:00～17:00 ●休み：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
相談室いと	豊浦町字東雲町16番地1 豊浦町高齢者コミュニティーセンター内	0142 82- 6303	●開設時間 月曜日～金曜日　11:00～18:00 ●休み：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

5. その他の主な相談機関

●市の窓口

※市外局番　伊達：0142

名称	住所	電話番号	内容
伊達市役所 健康福祉部社会福祉課	伊達市鹿島町 20-1	82-3193	障がい者手帳や障がいのある方に関する制度、生活保護等についての相談窓口です。
伊達市大滝総合支所 地域振興課	伊達市大滝区 本町85-1	68-6748	
伊達市保健センター	伊達市末永町 39-8	82-3198	市民の皆さんが健康への関心を高め、毎日健康で明るく暮らせるように色々な保健サービスを提供利用していただく施設です。乳幼児からお年寄りの方まで「生涯を通じた健康づくりの拠点」として、各種健康診査(検診)･予防接種･健康相談･健康教育などを行っています。

●児童・教育

名称	住所	電話番号	内容
北海道伊達高等養護学校	伊達市松ヶ枝 町105-13	25-5115	障がいのある方を対象としている、特別支援学校。
北海道室蘭養護学校	室蘭市八丁平 3丁目7番27 号	0143 45-8270	
伊達市教育委員会 学校教育課　指導室	伊達市末永町 39-8	82-3341	児童･生徒とその保護者を対象に、学校のこと、不登校、いじめなどの教育について、お悩みの方の相談を受けています。匿名の相談でも結構です。
子ども発達支援センター (あいあいROOM内)	伊達市舟岡町 334－9 あい･ぷらざ	23-5910	発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族に対し、身近な地域において適切な相談支援及び療育を行う。
児童心理治療施設 (バウムハウス)	伊達市松ヶ枝 町243－1	21-6006	軽度の情緒障がいを有する児童を、短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設（児童福祉法）。

●雇用の促進

名称	住所	電話番号	内容
室蘭公共職業安定所 伊達分室	伊達市網代町 5-4	23-2034	働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介するための、事業者にとっては労働者に向けて求人を公告するための、公的機関です。
西胆振障がい者 就業･生活支援 センターすて～じ	伊達市舟岡町 134-15	82-3930	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行います。
北海道障害者職業 センター （札幌市）	札幌市北区北 24条西5丁目 1-1　札幌サ ンプラザ5F	（011） 747- 8231	障がい者に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

●福祉関係の団体

＜市内＞　　※市外局番　伊達：0142

名称	住所	電話番号	内容
伊達市社会福祉協議会	伊達市鹿島町20-1	22-4124	すべての住民がともに生きる考えに沿って地域住民やボランティア、関係諸団体とともに暮らしの中のいろいろな問題を解決しながら「だれもが安心して暮らすことのできる地域社会づくり」をめざして活動している民間の団体です。
伊達市地域包括支援センター	伊達市鹿島町20-1	21-7755	高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を送ることができるように支援する総合機関。
伊達市成年後見支援センター（伊達市社会福祉協議会内）	伊達市鹿島町20-1	22-4124	判断能力の衰えで生活や財産管理に不安のある方、成年後見制度利用の必要性の判断、また他制度等の提案などを、ともに考えながら整理していきます。他にも家庭裁判所への申立手続きに関わるお手伝いをします。個人の秘密は厳守し、利用料はかかりません。
伊達身体障がい者福祉協会（伊達市社会福祉協議会内）	伊達市鹿島町20-1	22-4124（会長）山中岩雄	身体障がい者の自立を支援すると共に、親睦を図り、福祉の向上をめざします。
伊達肢体不自由児者父母の会		22-7337（代表）佐藤繁子	障がいのある方々の親を中心に、「どんなに障がいが重くても地域で暮らし続けたい」という願いを実現するため、障がいに対する理解促進に係る様々な交流活動を展開しています。
伊達手話の会	伊達市役所社会福祉課	82-3193高清水徹子	聴覚障がい者から手話を学び、交流を深める中で、ろうあ問題の理解と普及に努め、平等に社会参加ができるように活動している。（毎週木曜日19:00～21:00/カルチャーセンター）
伊達市点訳ボランティアの会		25-6601梅崎裕子	点訳技術を活かした奉仕活動を行うことにより、障がい者の理解と交流を深め、障がい者の福祉推進に寄与することを目的として活動しています。（毎月第４月曜日10:00～）
伊達身体障がい者福祉協会･視覚部会		23-1501赤井郁子	身障協3部会の一つで、独自事業として、親睦を深めるための忘年会や健康増進のための視覚障がい者向けのスポーツ、歩行訓練、料理教室などを行っています。
伊達市手をつなぐ育成会	伊達市元町54-1	23-7355	障がいのある方の家族の会。地域社会に向けた知的障がい児（者）へのノーマライゼーションの普及啓発に関する事業を行い、心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

●福祉関係の団体

＜市外＞

名称	住所	電話番号	内容
障害者110番（北海道障害者社会参加推進センター）	札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センター(かでる2・7)4階北身協内	011 252-1233	障がいのある方やその家族等で、日常生活において不安や悩みのある方に対し、権利擁護に係る相談に対応するため、常時相談窓口を設置し、弁護士等による専門相談を行います。相談は無料ですが、弁護士による法律相談は、事前に予約が必要です。
法テラス札幌	札幌市中央区北１条西９丁目3-1南大通ビルN1１階	0570-0788388	法テラスは“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立されました。法テラスは「司法制度改革」の三本柱のひとつです。正式名称は「日本司法支援センター」です。

●精神保健福祉関係

名称	住所	電話番号	内容
こころの健康相談 （室蘭保健所）	室蘭市海岸町1丁目 4番1号 むろらん 広域センタービル	健康推進課 健康支援係 (直通電話) 0143-24- 9846	○保健師の相談 ・電話、来所相談可。 受付時間平日9:00～17:00 ○精神科の専門医による相談 ・人とうまくつきあえない ・こどもの心配ごと（不登校、ひきこもりなど） ・アルコールやギャンブル依存症に関すること ・うつ病、自殺に関すること ・高次脳機能障害に関すること ・認知症に関する心配ごと。 ・室蘭保健所会場 １回／偶数月 ・伊達市保健センター会場 １回／奇数月 ※予約制になっていますので、電話でお問い合わせください。 ※医師との相談の前に、保健師による相談を受ける必要があります。
精神保健福祉相談 （北海道立精神保健福祉センター）	札幌市白石区本通 16丁目北6番34号	予約受付 011 864- 7000	精神にかかわる問題や悩みの相談をお受けしています。また、社会的ひきこもり、薬物依存の専門相談を行っています。 相談は予約制です。ご希望の方は、あらかじめ電話でお申し込みください。 予約受付時間　月～金8：45～17：30
こころの電話相談 （北海道立精神保健福祉センター）		011-864- 1294	月～金曜日9：00～17：00 （12月29日～1月3日を除く）

＜デイケア＞

※市外局番　伊達：0142

名称	住所	電話番号	内容
こころのクリニック 銀杏庵	伊達市大町20-76	82-6671	火・金曜日9:00～14:00 （昼休み:12:00～13:00） スポーツや料理などのプログラムでの活動やコミュニケーションにより、仲間作りをしたり、日常生活を送る上で困ったことを話し合ったりして、社会生活をよりすごしやすくする場所です。

名称	住所	電話番号	内容
ミネルバ病院 外来サークル	伊達市松ヶ枝町 245-1	21-2000	全体のプログラム再編に伴い廃止。 今後は「外来作業療法」で代用します。
ミネルバ病院 作業療法	伊達市松ヶ枝町 245-1	21-2000	①精神一般は毎週月・木曜日の午前中。 ②児童は月～木曜日の午後。 ③入院者は月～日曜日の午前、午後。 ただし、内容および実施日は変更の可能性があります。

＜回復者クラブ＞

名称	住所	電話番号	内容
ハッピーサークル	伊達市舟岡町 134-15	25-3838	精神障がい者がグループ活動を通じ、社会参加、社会復帰を目指す自主的なサークルです。

＜家族交流会＞

名称	住所	電話番号	内容
ミネルバ病院 家族交流会	伊達市松ヶ枝町 245-1 ﾐﾈﾙﾊﾞ病院内 （担当：PSW）	21-2000	家族が悩みや対応の仕方を話し合い、学びあったり情報交換を定期的に行っています。 ※コロナ以降、休止中。
依存症問題を抱える 家族の集い	室蘭保健所 健康推進課 健康支援係	0143- 24-9846	アルコール問題を抱える家族が自由な意見交換の中で学びあい、支えあう場です。 ※事前にお問い合わせ下さい。
高次脳機能障がい者 家族交流会	室蘭保健所 健康推進課 健康支援係	0143- 24-9846	高次脳機能障がい（疑いを含む）を抱える、ご本人とご家族が、自由に話し合いながら情報交換したり、それぞれの体験から、自分なりの　解決方法を見つけてみましょう。 ※事前にお問い合わせ下さい。
ひきこもり家族 交流会	室蘭保健所 健康推進課 健康支援係	0143- 24-9846	みなさんで自由に話し合い、ご本人との接し方や対応など、情報交換したり、学んだりする場です。 ※事前にお問い合わせ下さい。

＜断酒会＞

名称	住所	電話番号	内容
こころの集い 凪の会	伊達市舟岡町 247-24 石黒浩充様方	23-2580	アルコール依存症の本人･家族が回復をめざす 自助組織です。

6. 市内の医療機関（順不同）

※市外局番 伊達：0142

施　設　名	住　　所	電話番号	診療科目
伊達赤十字病院	伊達市末永町81	23-2211	内・神内・呼・消・循 精経・小・外・整・皮 泌・産婦・眼・耳・麻 放・リハ
聖ヶ丘病院	伊達市舟岡町214-22	21-5300	外・整・内・皮・循内 リハ・脳・ペイン
交雄会だて病院	伊達市山下町1-3	21-5551	内・リハ・リウ・アレ 皮
ミネルバ病院	伊達市松ヶ枝町245-1	21-2000	精・内 ・児精
こころのクリニック銀杏庵	伊達市大町20-76	82-6671	精
いぶり腎泌尿器科クリニック	伊達市梅本町2-15	21-1400	泌
インター通り小児科	伊達市松ヶ枝町30-8	21-3366	小
川口内科クリニック	伊達市舟岡町329-3	22-1512	内・消内
きた耳鼻咽喉科クリニック	伊達市元町36-3	21-4133	耳・アレ
くにもと皮膚科医院	伊達市錦町92-30	82-6611	皮
小熊内科医院	伊達市山下町159-7	21-5566	内・消・胃
末永町内科クリニック	伊達市末永町49-7	22-6622	内・消内
太陽の園発達診療相談室 ※完全予約制	伊達市幌美内町36-58	22-0101	小・内・精・心内 リハ
伊達医院	伊達市錦町129-6	23-2005	内
だてクリニック	伊達市松ヶ枝町60-4	21-6001	脳・神内・心内・内 脳ド
なかむら整形外科クリニック	伊達市梅本町35-43	23-7692	整・リハ
野村内科循環器科	伊達市鹿島町63-5	21-3700	内・循
藤原眼科・歯科	伊達市梅本町5	23-5805	眼・歯
元町内科クリニック	伊達市元町73-34	25-6611	内
守谷内科医院	伊達市鹿島町31	23-6633	内・消
みながわ往診クリニック	伊達市舟岡町362-17	080-6008 -3929	内・リハ

内：内科	小：小児科	消：消化器科	消内：消化器内科
循：循環器科	循内：循環器内科	胃：胃腸科	神内：神経内科
外：外科	心内：心療内科	整：整形外科	脳：脳神経外科
皮：皮膚科	泌：泌尿器科	呼：呼吸器科	精：精神科
放：放射線科	アレ：アレルギー科	精経：精神神経	リハ：リハビリテーション科
眼：眼科	耳：耳鼻咽喉科	産婦：産婦人科	ペイン：ペインクリニック整形外科
歯：歯科	リウ：リウマチ科	脳ド：脳ドック	児精：児童精神科
麻：麻酔科			

7. その他のご案内

※市外局番　伊達：0142

名称	住所	電話番号	内容
だて湯ったり館	伊達市松ヶ枝町43−1	問合せ先 ふみだす 25-0022	平成23年4月に公益事業として「在宅者入浴支援事業」としてオープン。市内在住の60歳以上の高齢者や障がいのある方が対象。自宅の浴室が狭い・使いにくい・介護保険のデイサービスが思うように利用できないなどの方に。 ※事前登録が必要です

【発　行】　伊達市地域自立支援協議会

【事務局】　伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」

〒052-0014　伊達市舟岡町１３４-１５

TEL：0142-25-3838　FAX：0142-82-3936

E-mail　：　date-soudan-ai@dofukuji.or.jp

※お願い

掲載について確認はしておりますが、誤った内容や誤字脱字等がございましたら、事務局までご一報いただければ幸いです。